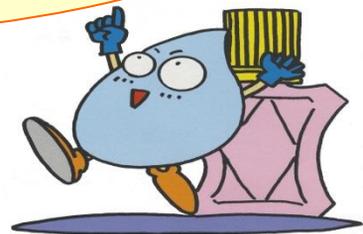


アルコール販売の手引きポイント

～許可後の必須事項、注意点について～



★ポイントは3つ★

販売の許可を受けると、

ポイント①

工業用アルコールを販売する際には、許可事業者であることを確認してください。

特に、使用許可事業者に対しては、アルコールの度数と種別(発酵か合成か)を十分に確認してください。

→具体的には、経済産業省ホームページで許可事業者の確認ができます。

<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

ポイント②

許可内容に変更が生じる場合、手続きを必要とする場合がありますので、あらかじめアルコール室にご相談ください。

→詳細はp2をご覧ください。

ポイント③

加算額(酒税相当額)を含まないアルコールを仕入・販売するため、義務もあります。

許可後、必ずやっていただく事は以下の3点です。

1. 法定帳簿(アルコール受払簿)の作成、記帳
2. 業務報告書の提出
3. 立入検査の受検

(参考)加算額(酒税相当額)

95度 200ℓドラム缶190,000円、18ℓ一斗缶17,100円

99度 200ℓドラム缶198,000円、18ℓ一斗缶17,820円

(お問い合わせ先) 北海道経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目
TEL 011-709-1797(直通) FAX 011-709-2566

ポイント② (詳細)

許可内容に変更が生じる場合、手続きを必要とする場合がありますので、あらかじめアルコール室にご相談ください。

主な変更事項及び手続きは以下のとおりです。

- ・ 貯蔵能力の変更

事前に許可を受けることが必要です。

- ・ 主たる事務所の所在地の変更
- ・ 営業所及び貯蔵所の所在地の変更
- ・ 事業開始の予定年月日の変更

事前に「変更届出書」等の提出が必要です。

- ・ 商号、名称、住所の変更
 - ・ 代表者の氏名及び住所の変更
 - ・ 設備の構造の変更(貯蔵能力の変更を伴わないもの)
 - ・ 計測機器及び移送配管の変更
- 等

事後、速やかに「変更届出書」等の提出が必要です。

- ・ アルコールを廃棄したい
 - ・ 亡失や盗難があったとき
 - ・ アルコール販売を廃止したい
 - ・ 事業の譲渡、相続などによりアルコール販売事業を承継する
- 等



各種手続きが必要なのでアルコール室にご相談ください。



許可を受けていない者へのアルコールの販売(譲渡)は、罰則の対象となります。

違反すると許可が取消しになるだけでなく、最高で1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金となることがあります。